平成２１年（フ）第１６９号
静岡県御殿場市茱萸沢1362番地の15　岩田ビル303、前住所静岡県御殿場市東田中３丁目９番12号　ホワイトビレッヂ１　107
債務者　田中　宏美
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２４４号
静岡県三島市三好町１番10号　ルヴィアンM―102
債務者　松田　　博
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２５４号
静岡県沼津市岡宮952―３、住民票上の住所静岡県沼津市新宿町19番地の１　パスコグランドマンション新沼津1006
債務者　佐々木あけみ
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２５５号
静岡県沼津市我入道南条寺75番地　サンライフ75・A202
債務者　内田三千子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２５９号
静岡県沼津市西沢田769番地　メゾンド沢田屋102
債務者　石田　利正
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１３０１号
愛知県春日井市朝宮町１丁目29番地11　アメニティ朝宮201号
債務者　松本　利明
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３８７号
名古屋市緑区有松町大字桶狭間字平坪10番地桶狭間荘13棟413号
債務者　水谷　博文
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６０号
愛知県一宮市小信中島字郷浦８番地
債務者　林　　建作
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３８号
京都府綾部市上野町上野122番地の６
債務者　西村たか子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第１８３５号
大阪市都島区毛馬町１丁目３番14号
債務者　加川　雅浩
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３０９７号
大阪府枚方市田口山３丁目19番１―311号
債務者　木地　秀雄
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３１６９号
大阪府枚方市東香里１丁目24番58号
債務者　道上　廣一
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４１４号
大阪府枚方市三栗２丁目10番９―202号
債務者　土居　祥晃
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４２３号
大阪府守口市八雲東町１丁目１番８―303号
債務者　岡田　英治
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８９６号
大阪市生野区中川東２丁目16番20号
債務者　金田廷行こと　金　　廷行
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０７５号
大阪府守口市八雲北町２丁目８番８号
債務者　廣田　　崇
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２４２号
大阪府東大阪市若江東町３丁目３番48号310号
債務者　椎屋栄二郎
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２４６号
大阪府守口市梶町４丁目53番８号
債務者　岩川　和枝
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部